

令和6年度 さいたま市立つばさ小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめを防止する学校、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立つばさ小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時は、適切かつ迅速に対応する責務を有する。本方針は、国の「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」、市の「さいたま市いじめ防止対策推進条例」に基づき、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組と行動計画について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 「子どもの気持ちを尊重する」ことを第一とする。
- 3 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 4 学校の教職員がいじめを発見した、又は相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 5 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 6 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 7 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 8 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携をする。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

※いじめが「解消している」状態となる2つの要件

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童本人とその保護者と面談により確認）

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
(2) 構成員：校長、教頭、教務担当、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、PTA会長、主任児童委員、学校地域連携コーディネーター、自治会長

※スクールソーシャルワーカー、警察関係者、児童相談所、民生委員等、構成員以外の関係者等を必要に応じて召集できる。

(3) 開催

- ア 定例会（各学期1回程度開催）
イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを校長が召集して開催）

(4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行含む）。

2 つばさっ子いじめゼロ委員会

- (1) 目的：児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

- (2) 構成員：計画委員（5年生以上各クラス1名）、代表委員（4年生以上各クラス2名）

- (3) 開催：定例会（代表委員会と兼ねて実施する）

(4) 内容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
・劇やポスターでいじめをなくすよう訴える
・クラスや学年の枠をこえて遊ぶ

- ・人のよいところを認める機会を設ける（例：思いやりの木）
- イ 話合いの結果及び中学校区で話し合った「いじめ撲滅プロジェクト」を受け、スローガンや取組を学校全体に広報する。
- ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教員を中心に、全教員の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 通年で繰り返し、「B 主として人との関わりに関するここと」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」（6月）の取組を通して

- 実施要項に基づき、学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりや学年だより等による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果（心と生活のアンケート）を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを

踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようとする。

(授業の実施：1，2年生：11月 3，4年生：7月 5，6年生：5月)

5 メディアリテラシー教育を通して

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

(「携帯・インターネット安全教室」の実施 1～6年 6月)

6 「幼児触れ合い体験」を通して

○幼児との触れ合い体験を通して、思いやりをもち、優しく人と接する心情を養うようにする。(授業の実施 1年生 3学期)

7 児童会活動を通して

○代表委員会を中心に、いじめを許さない学校づくりに向けて、スローガン作成などの活動に取り組み、全校児童が自分自身の問題として自覚できるようにする。

8 異学年交流を通して

○異学年での交流を行い、関わり合いを学ぶことを通して、豊かな心を醸成するとともに、自己肯定感、自己存在感、自己有用感を高めるようとする。

(たてわり学級活動 など)

9 生命尊重教育を通して

○教科領域の指導計画に盛り込まれた生命尊重の観点を重視した授業を実施することで、命の大切さや心の教育につなげていく。

○植物の栽培等における体験活動を通じて、その成長の様子を観察したり、体温によるぬくもりを感じたりしながら、命あるものの尊さを実感できるようにする。

10 「いじめ撲滅！さいたま宣言」及び「いじめ防止シンポジウム」を通して

○「いじめ撲滅！さいたま宣言」を掲示し、広報するとともに、毎年開催される「いじめ防止シンポジウム」の内容を全校集会で発表・周知し、いじめ防止への全市的な取組に対する理解を深め、実践への意欲を高める。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣の机が離れている等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してのからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

〈留意事項〉

- ・児童のささいな変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること

・情報に基づき、速やかに対応すること

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回以上） ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：評定DとEの児童については必ず面談を行い、面談結果を詳細に記録し、学年・学校全体で情報共有する。必要に応じてその他の児童についても面談を実施する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 每月の生徒指導委員会での報告や定期的な簡易アンケート「つばさっ子生活アンケート」の実施結果を、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談日、教育相談月間の実施

- (1) 月1回程度、教育相談日「にこにこ相談日」を設定し、担任・管理職・さわやか相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との面談を実施する。
- (2) 11月に学級の児童全員を対象に面談を設定して実施する。

5 保護者アンケート（情報収集）の実施

- (1) アンケート（情報収集）の実施：2学期に保護者アンケート用紙を配付し、通年で受け付ける。その他、常時電話等での情報も受け付ける。
- (2) アンケート結果の活用：アンケート結果に基づいて面談を実施し、詳細を確認するとともに迅速に事実確認を行い、解消に向けた取組を行う。

6 地域からの情報収集

- (1) 情報の収集：学校運営協議会、防犯・安全ネットワーク会議等を通して、地域からの情報を収集する。
- (2) 情報の活用：収集した情報を精査し、いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

VII いじめの対応

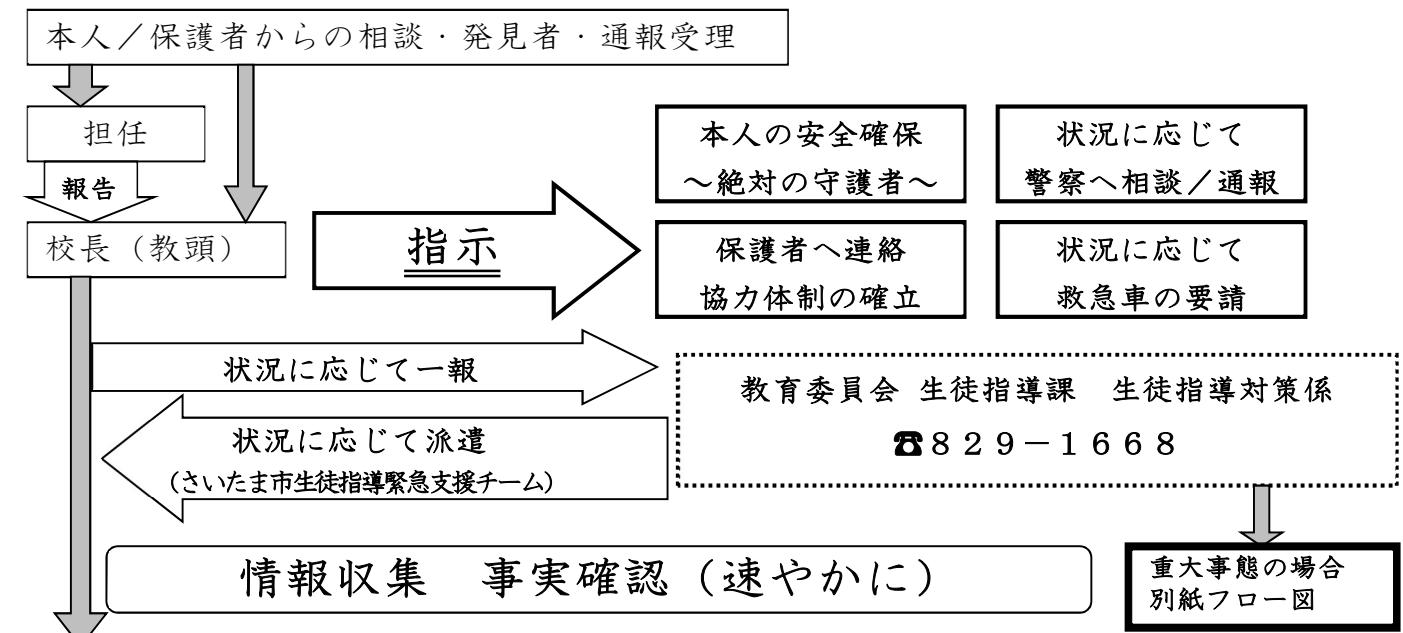
いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、①情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。②構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。③状況に応じて教育委員会への報告をする。
- 教頭は、①校長の指示の下、情報の集約や組織的な対応の中核となり、迅速な組織的対応の体制づくりについて、生徒指導主任へ指導助言を行う。②校長不在時には代理代行をする。
- 教務担当は、校長の指示の下、教頭の補佐をする。
- 担任は、①事実の確認のため、情報収集を行う。②いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。③いじめた児童に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。④保護者への連絡を行い、連携を図る。

- 学年生徒指導担当は、①担当する学年の児童の情報収集を行う。②当該児童や周囲の様子を注意深く見守り、サインや異変等が見られた場合には速やかに担任、学年主任へ伝える。
- 学年主任は、①担当する学年の児童の情報収集を行う。②担当する学年の情報共有を行い、校長（教頭）に報告する。③担任を支え、問題解決にあたる。
- 生徒指導主任は、①児童の情報を把握できる体制づくりをする。②児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。③校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、いじめの要因・背景等の情報収集を行い、担任やさわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、北教育相談室等諸機関と連携して、いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童等の心のケアを図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、保健室を中心に、児童の人間関係や心身の状況の実態把握を行い、児童の様子やサイン、異変等に気付いた場合、速やかに校長（教頭）、生徒指導主任に報告し、情報共有に寄与する。必要に応じて、保健室登校等の対応をする。
- 担任外の教諭等は、授業等の関わりの中で当該児童や周囲の様子を注意深く見守り、サインや異変等が見られた場合には速やかに担任、学年主任へ伝える。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、関係機関等との連携及び調整を行う。
- 保護者は、①家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。②自分の子どもがいじめの加害者となった場合は、学校と協力してその解決を図り、子どもの抱える課題を改善したり、粘り強く指導したりするよう努める。
- 地域住民は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

※特定の教職員が、いじめに関する情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、
(いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを
発見、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を
報告し、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

いじめ対応のフロー図



いじめ対策委員会の開催

- 校長（教頭）が関係職員等を召集し、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図る。
- 今できる対応や役割分担について確認する。

事実の確認 ※確認の順番は、個々の状況により配慮する

○本人 ○加害者 ○周囲 ○保護者

★いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように (5W1H)

★直接見た／聞いた 人が見た／聞いた を明らかにした、正確な記録

随時指示

必要に応じて いじめ対策委員会の開催

校長（教頭）

教育委員会 生徒指導課 生徒指導対策係

☎ 829-1668

重大事態の場合
別紙フロー図

指導・謝罪・別室指導 等

心のケア
カウンセリングの実施

「保護者との連携・支援・助言」

- ・事実の共通理解
- ・家庭での状況の確認
- ・今後の対応について確認

いじめ対策委員会の開催

- 校長（教頭）が、関係職員等を召集し、それぞれの情報を整理して共有化を図る。
- 今後の対応や役割分担を確認する。

教育委員会 生徒指導課 生徒指導対策係へ

☎ 829-1668

毎月のいじめに係る調査で報告

見守りの継続

定期的・継続的な相談の実施

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

2 重大事態について

（1）「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

（2）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- 年間30日を目安とする。
- 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

3 児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

- （1）いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- （2）校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

重大事態対応のフロー図

教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

●調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から市長等に報告）

●調査結果を踏まえた必要な措置

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める会議や研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) つばさ小学校いじめ防止基本方針の周知徹底：4月、8月、1月
- (2) 取組評価アンケート（つばさっ子生活アンケート）の実施、結果の検証、及び改善策の報告：6月、12月、3月

2 校内研修

- (1) わかる授業づくりに係る研修

○『1人1台端末を活用し、理科・生活科を中心とした各教科における「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を通して、自己の学びを調整し、主体的に学ぼうとする児童の育成』に取り組む。

- (2) いじめ問題に関する研修

○1学期：教育相談事例研修会を実施する。

○夏季休業中：生徒指導主任研修会伝達研修、人間関係プログラム研修、教育相談研修、情報モラル研修、人権教育研修、特別支援教育研修を実施する。

X P D C Aサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というP D C Aサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期

2 「取組評価アンケート」（「つばさっ子生活アンケート」）、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：6月、12月、3月とする。
- (2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、12月、3月とする。
- (3) 校内研修会等の開催時期：4月、8月とする。

（取組評価アンケート）<つばさっ子 生活アンケート>

学校や家での生活について、あてはまるものに○をつけてください。よい答え、悪い答えはありません。

しつもん あなたの質問に、あなたがどれくらいそうだと思うのか
を答えてください。
質問の右にあるそれぞれの数字には意味があります。

1	あてはまる
2	どちらかといえばあてはまる
3	どちらかといえばあてはまらない
4	あてはまらない

ねん くみ ばん しめい
年 組 番 氏名

質問

あてはまる数字を○で囲みましょう

あてはまる どちらかといえば どちらかといえば
あてはまる あてはまる あてはまらない あてはまらない

1 友達と遊ぶのが楽しみだ。

1	2	3	4
あてはまる	どちらかといえば あてはまる	どちらかといえば あてはまらない	あてはまらない

2 とてもよくねむれる。

1	2	3	4
あてはまる	どちらかといえば あてはまる	どちらかといえば あてはまらない	あてはまらない

3 あなたの周りに、友達関係でいやな思い
をしている人がいる。

1	2	3	4
あてはまる	どちらかといえば あてはまる	どちらかといえば あてはまらない	あてはまらない

4 学校に来るのが楽しい。

1	2	3	4
あてはまる	どちらかといえば あてはまる	どちらかといえば あてはまらない	あてはまらない

5 食事が楽しい。

1	2	3	4
あてはまる	どちらかといえば あてはまる	どちらかといえば あてはまらない	あてはまらない

6 亂暴なことをされる、悪口を言われる、物
をかくされるなど、わけもなく、いやなこ
とをされる。

1	2	3	4
あてはまる	どちらかといえば あてはまる	どちらかといえば あてはまらない	あてはまらない

7 クラスの中などで、無視をされたり、仲間
はずれにされたりする。

1	2	3	4
あてはまる	どちらかといえば あてはまる	どちらかといえば あてはまらない	あてはまらない

○こまっていること、なやんでいること、ふあんなこと、身の回りで気になっていることなど、そ
うだんしたいことを書きましょう。

令和6年度 さいたま市立つばさ小学校 いじめ防止対策基本方針 具体的な取組

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート	○					○				○		
	つばさっ子生活アンケート	○		○(1年のみ)			○				○		
	保護者アンケート（情報収集）								○	○	○	○	○
	地域からの情報収集		○ (学校評議員会)						○ (学校評議員会)				○ (学校評議員会)
	教育相談週間・教育相談月間			○					○				
	家庭訪問・個人面談				○								
	にこにこ相談日	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	いじめ撲滅強化月間			○									
	「人間関係プログラム」	○					○				○		
	「いのちの支え合い」を学ぶ授業		○		○				○				
	つばさっ子祭り								○				
	たてわり学級活動			○	○		○	○	○	○	○	○	○
PDCAサイクルに係る取組	職員会議	基本方針見直し 基本方針共通理解			取組評価 アンケート	基本方針見直し 基本方針共通理解			取組評価アンケート 基本方針見直し	基本方針共通理解		取組評価アンケート 基本方針見直し	
	研修		児童理解			生徒指導 事例研修 人権教育							
	啓発	学校だより		学校だより・HP				学校だより			新入生保護者 説明会		
	いじめ対策委員会（定例会）			○					○				○
	いじめ対策委員会（小委員会）	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	児童会			○			○						○
	家庭や地域、関係機関と連携した組織	○		○		○	○		○		○		○
	取組評価アンケート			○					○				○